

●印:実施済または実施中 ○印:実施予定または実施予定無し ■ハッチ:対象外

具体的な取組の柱			実施する機関														水資源機構	気象庁	利根川上流河川事務所	その他の機関等	地域住民
事項	具体的取組	主な内容	目標時期	市区町								都県									
				古河市	栃木市	佐野市	小山市	野木町	板倉町	明和町	加須市	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県						
1)ハード対策の主な取組																					
■洪水を河川内で安全に流す対策																					
	・洪水を河川内で安全に流す対策	・流下能力対策(堤防復旧、河道掘削等) ・堤防及び基礎地盤の浸透対策	継続して実施																	●	
■危機管理型ハード対策																					
	・危機管理型ハード対策	・堤防天端の保護、堤防高法民の補強	平成32年度																	○	
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																					
	・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備	・ライブ映像(河川監視カメラ)の閲覧、地域住民の所在地に応じたリアルタイム情報の充実等の基盤整備の実施	継続して実施																	●	
	・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	・要注意箇所及び許可作物(稲等)監視のためのCCTVカメラや簡易水位計の設置	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	
	・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布等	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	・河川防災ステーションや避難地盛土の整備	・河川防災ステーションや、緊急避難場所として盛土を行う避難地盛土の整備	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施		○			○	●											●	
	・水防活動を支援するための水防資機材等の配備	・水防活動を支援するための水防資機材等の配備	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	
	・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化	・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	・対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備	・災害対策本部や災害警戒本部を設置した際に必要となる、情報の収集・伝達のための設備(パソコン、FAX、CCTV表示モニター等)の整備	継続して実施 または 平成29年度から 順次実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	・排水機場等の耐水化、水門等操作の水圧対策	・浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施											○	○	○	○			●	
2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組																					
■住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知																					
	・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	・河川氾濫時の浸水深や避難所等を示した看板の公共施設や電柱等への設置	継続して実施	●	●	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	
	・越水開始予測情報の提供	・リードタイム(避難所到着時間)を考慮した堤防天端到達時間(避難所到達時間と氾濫危険水位到達からの時間)の予測情報の市区町への提供	平成29年度から 順次実施																	○	
	・自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション	・市区町別に、注視すべき水位観測所や、破壊すると氾濫水が到達する堤防区間と浸水シミュレーション結果を示した資料の作成とホームページでの提供	平成29年度から 順次実施																	○	
	・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供	・家屋倒壊、氾濫水の最大深度の観点から立ち退き避難が必要なリスクの高い区域の表示	平成29年度から 順次実施																	○	
■避難計画、情報伝達方法等の改善																					
	・住民等への情報伝達方法の改善	・避難準備情報、避難勧告・指示の伝達の体制や機器等の整備	平成28年度から 順次実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	・リアルタイム情報の提供やプッシュ型洪水予報情報の情報発信	・避難行動のきっかけとなる洪水予報等のリアルタイム情報のプッシュ型配信	平成28年度から 順次実施																	○	
	・避難勧告等の発令基準の改善	・避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準の改善	継続して実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	・避難場所・避難経路の再確認と改善	・浸水想定区域内となっている避難場所、避難経路が多く、安全性を再確認し、必要に応じて改善を図る	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	・避難誘導体制の充実	・避難誘導にあたる組織や関係機関、学校や社会教育施設への対応、要配慮者・避難行動要支援者への対応	継続して実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づける	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
■企業防災等に関する事項																					
	・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・不特定多数が利用する地下施設(ショッピングモール等)における、洪水を対象とした避難計画の策定や避難訓練等への支援	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施																	○	
	・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進	・大規模工場における、洪水対策や避難計画の策定への支援、また、避難訓練等の支援	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等																					
	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	・管理河川の洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの策定・公表	平成29年度																	○	
	・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	・広域避難のための避難場所の確保	・広域避難に向けた、他の市区町村における避難場所の確保 ・他の市区町村からの避難者の受け入れのための施設の指定	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知	・想定最大規模降雨による洪水を対象とした、広域避難計画も反映した洪水ハザードマップの策定	平成29年度から 順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
■避難勧告の発令に資するタイムラインの作成																					
	・避難勧告の発令に資するタイムラインの作成	・試行版タイムラインを検証・見直し、チェックリストを活用した運用版のタイムラインを作成	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	
	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施	・ロールプレイング等の実践的な訓練を検討、実施する	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警戒級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)	・警報等における危険度の色分け表示 ・警戒級の現象になる可能性の情報発信	平成29年度から 順次実施																	○	
■防災教育や防災知識の普及																					
	・水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	・水防災に関する説明会及び避難訓練の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	・教員を対象とした講習会の実施	・水災害の知識を教員に身につけてもらうための講習会等の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	・小中学生を対象とした防災教育の実施	・小中学校における水災害教育への取組み	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	・水災害の被害状況や教訓・備え等の防災知識を住民への周知するための展示やホームページへの情報掲載	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

具体的な取組の柱			実施する機関														水資源機構	気象庁	利根川上流河川事務所	その他の機関等	地域住民
事項	具体的取組	主な内容	目標時期	市区町								都県									
				古河市	栃木市	佐野市	小山市	野木町	板倉町	明和町	加須市	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県						
2)ソフト対策の主な取り組み ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組																					
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化																					
	・河川水位等に係る情報提供	・出水時における水防団等への河川水位等の情報伝達方法の確立	継続して実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	・水防団が行う河川巡視の受け持ち区間や巡視等水防活動の実施体制の見直し	継続して実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	・市区町で整備している水防資機材の整備、保管場所の確保、点検管理の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供	・洪水に対してリスクの高い区間を分かりやすく図示した情報図の作成と水防団等への提供	平成28年度から 順次実施																○		
	・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検の実施	・重要水防所について、水防団、自治会等住民が参加する共同点検を実施	継続して実施	●	●	○	●	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	・無線やメールなどを活用した情報伝達手段の確保 ・情報伝達訓練等の実施	継続して実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	・水防団同士の連絡体制の確保	・近隣の水防団の連絡手段の確保(トランシーバー等 配備)	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・利根川水系合同水防訓練、水防管理団が行う訓練等の実働水防訓練の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	●	●	●	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進	・水防団・消防団の募集 ・企業・学校・自治会・NPO等の水防協力団体としての指定	継続して実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	・地域の建設業者等との水防支援体制の検討、協定締結等	継続して実施	●	●	○	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化	・市区町村庁舎、災害拠点病院等の水害時対応マニュアル等の作成及び支援	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	●	●	●	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2)ソフト対策の主な取り組み ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組																					
■氾濫水の早期排水のための効果的な施設運用																					
	・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	・排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置による早期排水の実施	継続して実施	●	●	○	●	●	●	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
■緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施																					
	・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成	・排水施設の情報共有、排水手法等の検討の実施し、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	・関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施	・緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施	平成28年度から 順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
■BCP(業務継続計画)に関する事項																					
	・水害時に行政機能を維持するBCPの策定	・水害時に行政機能を維持するためのBCPの策定	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	●	○	○	●	○	○	○	●	○	●	●	●	○	○	○	○	○	
	・水害に対応した企業BCP策定への支援	・水害に対応した企業BCP策定への支援	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
■生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用																					
	・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	・生活再建及び社会経済活動の回復に資する民間企業等との災害時応援協定締結等による支援	継続して実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

概ね5年で実施するブロックにおける取組
(渡良瀬遊水地周辺ブロック)

別紙2-②

<市町>黒字:市町が挙げた取組、青字:利根川上流域における取組等(事務局加筆:提案)

取組項目	利根川上流河川事務所	気象庁	水資源機構	01古河市	08栃木市	09佐野市	10小山市	11野木町
	取組			取組	取組	取組	取組	
1)ハード対策の主な取組								
■洪水を河川内で安全に流す対策								
・洪水を河川内で安全に流す対策	<ul style="list-style-type: none"> 利根川 ・流下能力対策(堤防整備、河道掘削等) ・堤防及び基礎地盤の浸透対策 							
■危機管理型ハード対策								
・危機管理型ハード対策	<ul style="list-style-type: none"> 利根川 ・堤防天端の舗装 ・堤防裏法戻の補強 							
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備								
・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 雨量計、水位計、CCTVカメラなど観測データをリアルタイム提供のためのシステム整備する。 							
・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	<ul style="list-style-type: none"> 雨量計、水位計、CCTVカメラなど観測装置を設置する。 		<ul style="list-style-type: none"> 簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川に監視カメラや簡易水位計の設置を検討している。【平成28年度～】 	<ul style="list-style-type: none"> 県と簡易水位計の設置を協議している 	<ul style="list-style-type: none"> 豊穠川の太行寺地区と立木地区に1箇所、小山栃木排水路の島田地区に1箇所、計3箇所にCCTVカメラを設置済み。 	<ul style="list-style-type: none"> 要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。
・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布				<ul style="list-style-type: none"> デジタル行政無線を完備している。【平成27年度】 防災行政無線の屋外スピーカーを増設中。【平成26年度～】 防災ラジオの検討を行う。【平成28年度～】 	<ul style="list-style-type: none"> 移動系防災行政無線を整備した。【平成26年度】 同報系防災行政無線を整備している。【平成26年度～】 コミュニティFM放送を整備した。【平成27年度】 防災ラジオを、小中学校、視覚障がい者、民間の福祉施設等へ配布した。【平成27年度～】 防災ラジオの購入に関する助成制度を実施している。 同報系防災行政無線を約120基増設し、全体で185基整備する。【平成28年度～平成30年度】 コミュニティFM放送の難聴地域の調査を実施し、必要に応じ中継局の増設などの対応策を実施する。【平成28年度～】 防災ラジオを全自治会に配付する。【平成28年度】 防災ラジオの購入に関する助成制度を実施している。【平成28年度～】 	<ul style="list-style-type: none"> デジタル行政無線を完備している【平成22年度】 	<ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線は、デジタル化済み。 防災ラジオの配布を検討している。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度において、親局設備・副局設備・子局設備4基を設置。(内モーターサイレンを3基を設置) 平成28年度は子局設備6基を設置。(全てモーターサイレン付) 音達状況を確認し防災行政無線を増設していく。【平成29年度～】
・河川防災ステーションや避難地盛土の整備	<ul style="list-style-type: none"> 河川防災ステーションや、緊急避難場所として盛土を行う避難地盛土の整備を実施する。 				<ul style="list-style-type: none"> 河川事務所と協力して、避難地盛土の整備を検討する。 			<ul style="list-style-type: none"> 河川事務所と協力して、避難地盛土の整備を検討する。
・水防活動を支援するための水防資機材等の配備	<ul style="list-style-type: none"> 出張所等に水防資機材等を備蓄 水道用土砂を側帯及び水防拠点に備蓄 新技術を活用した水防資機材に関する情報の収集・紹介をする。 		<ul style="list-style-type: none"> 水防団が利用しやすいように資機材の配置をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 10箇所の水防倉庫に、土のう袋、杭等の水防資機材を配備している。 水上バイクを1台、消防分署に配備した。【平成28年度】 救命胴衣等の資機材について充実を図る。【平成28年度～】 古くなった水防活動用のゴムボートについて、随時更新していく。【平成28年度～】 	<ul style="list-style-type: none"> 市内11箇所の水防倉庫と消防署に水防資機材を配備 消防団車両にライフジャケットを積載 	<ul style="list-style-type: none"> 消防署及び分署等のほか、各地に設置された水防倉庫や分団車両に、小山市水防計画に基づいた水防資機材を配備している。 資機材として土のうを約5600袋、消防団車両や水防倉庫、公園に増強し配備している。 水防活動の安全確保のため、水防倉庫にライフジャケットを30着、また、救命ボート6艇を配備している。 島田排水樋門に水中ポンプ2台・発電機1台を開東農政局土地改良技術管理事務所より貸し配属した。(9月20日～10月31日) 情報収集活動の目的にドローン導入を予定している。 	<ul style="list-style-type: none"> 水防倉庫に、水防計画に基づいた水防資機材を配備している。 	
・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化				<ul style="list-style-type: none"> 浸水時においても災害対応を継続するため、災害対策室を上の階に置く、非常用電源を確保する、浸水しない高さへの自家発電装置を移転する等の対策を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水時においても災害対応を継続するため、災害対策室を上の階に置く、非常用電源を確保する、浸水しない高さへの自家発電装置を移転する等の対策を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎の自家発電装置は屋上に設置されている 庁舎は浸水想定区域から離れている 	<ul style="list-style-type: none"> 消防庁舎…自家発電設備あり(72時間) 市役所本庁舎…自家発電設備未設置 	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設:野木町役場庁舎 庁舎は浸水想定区域から離れている。
・対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備			<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の情報収集設備は、パソコン(通常業務で使用しているもの)、電話(防災電話)、FAX、テレビ。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部は、危機管理課の隣の会議室に設置することとしている。 職員が普段使用しているノートパソコンを使用する。FAXは危機管理課に設置されているものを使用する。パソコンと接続する大型モニターはあるが、大型テレビはない。 災害対策本部等の立上げについて、対応マニュアルを作成する。【平成28年度】 	<ul style="list-style-type: none"> 災害警戒・対策本部は危機管理課と同じフロアにある、大会議室に設置する。 PCは職員が普段使用しているものを持ち込む。 プロジェクター、大型TV2台設置してある。 専用電話回線があり、専用電話機を持ち込み使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> パソコン7台、ファックス1台、電話回線・本体15台、プロジェクター2台及びスクリーン2基。 CCTVカメラ3箇所設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部は、役場本館会議室に設置する。 パソコンやFAXは普段使用しているものを利用する。 	
・排水機場の耐水化等、水門等操作の水圧対策	<ul style="list-style-type: none"> 浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化を実施する。 							
2)ソフト対策の主な取り組み ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組								
■住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知								

概ね5年で実施するブロックにおける取組
(渡良瀬遊水地周辺ブロック)

<黒字> 県が挙げた取組、青字: 県が挙げていないが必要な取組(実施予定も含む)

取組項目	16板倉町	17明和町	24加須市	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県
	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
1) ハード対策の主な取組							
■ 洪水を河川内で安全に流す対策							
・洪水を河川内で安全に流す対策							
■ 危機管理型ハード対策							
・危機管理型ハード対策							
■ 避難行動、水防活動、排水活動に資する:							
・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備							
・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。	・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。	・雨量計システムを導入済み。(時間外であっても瞬時に警報メールが担当職員の携帯に届く、また、外部サーバー上にページを設け、いつ、どこでも、誰もが、その状況を確認できる。)	・必要に応じて、許可構造物周辺に簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。	・必要に応じて、許可構造物周辺に簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。	・必要に応じて、許可構造物周辺に簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。	・必要に応じて、許可構造物周辺に簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。
・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	・登録制メールや緊急速報メールを活用した防災情報の配信環境を整備している。	デジタル同報系防災行政無線を整備している。	MCA無線、戸別受信機を導入した。【平成26年度】難聴地域の解消のため、電話による自動応答サービス、HPへの同時記載、安全安心メールへの同時送信を併用している。				
・河川防災ステーションや避難地盛土の整備	・利根川上流河川事務所と協力して、河川防災ステーションの整備を行っている。		・利根川上流河川事務所と協力して、河川防災ステーションや水防拠点の整備を行っている。				
・水防活動を支援するための水防資機材等の配備	・館林地区消防組合と協議して、水防資機材の充実を図る。【平成29年度～】	・資機材の充実を図る。	平成29年度までの5ヶ年計画で必要資材を水防倉庫に備蓄している。	・水防資機材の充実を図る(予定)。 ・新技術を活用した水防資機材による配備充実を検討する(予定)。	・新技術を活用した水防資機材等の備蓄を検討していく(予定)。	・県内12土木事務所に水防倉庫を設置し、資機材の整備を図っている。 ・地域防災計画に基づく水防資材の備蓄を毎年行っている。	・水防活動を支援するための水防資機材等を配備する。
・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化	・対象施設: 中央公民館、北小学校、東小学校施設の屋上に太陽光発電・蓄電設備を設置している。【平成27年度】 ・対象施設: 板倉町役場庁舎 ・新庁舎建設に併せ、庁舎屋上に自家発電設備を設置する。【平成30年度】	・対象施設: 明和町役場庁舎 自家発電装置の耐水化を行う。	・各庁舎及び避難所等の災害活動拠点においては、2・3階以上に非常用電源を確保している。非常用電源は、主に稼働式の発電機を数台と、燃料として、当面の間、運転できる分のエンジンオイルとガソリンを備えている。	・県庁舎については、浸水の可能性が無い。	・災害対策本部を設置する本庁舎と出先総合庁舎は浸水想定地域にはない。 ・災害拠点病院はほとんどが浸水想定地域にはないと思われる。	・伊勢崎佐波医師会病院では、災害対策本部を通常は1階総務課としているが、水害時には2階以上の会議室等でも活動可能である。 ・伊勢崎佐波医師会病院は、立地近辺では0.5m未満の浸水被害が予想されている。浸水時の患者搬送等は消防所有のボートにより搬送する。 ・伊勢崎市民病院は、毎年1回、災害医療活動訓練を実施しており、平成28年度は水害対応訓練を計画している。 ・災害医療活動訓練を行うべく災害医療活動ワーキングチームを設置し検討している。	・埼玉県本庁舎が浸水する可能性は少ない。
・対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備	・災害対策本部は、町役場本庁舎2階の議場に設置することとしている。 ・災害対策専用の設備がないため、普段使用しているパソコン、FAX等を用いる。 ・町役場新庁舎建設に伴い、災害対策本部を設置した際の情報収集・伝達設備を整備する予定。【平成30年度】	・災害対策本部用の部屋はないため、執務室で対応することとなる。 ・特に災害対策用の設備はないため、普段使用しているパソコンやFAXを利用する。	・地域防災計画で設定。 ・災害対策本部は本庁舎における庁議室に設け、代替施設は市民防災センターを位置付けている。通信連絡の体制は、市又は県の防災行政無線(MCA無線を含む)、災害時優先電話、携帯電話、県オペレーション支援システムを活用する。	・県防災情報ネットワークシステムの整備。 ・各市町村間での情報共有。 ・災害対策室の大型スクリーンの整備 等。	・災害対策本部は、危機管理センターに設置することとしている。スクリーンや放送設備等が設置され1箇所で会議をすることが可能となっている。 ・危機管理センター情報司令室に防災行政無線を設置しており、各防災機関との連絡を行ったり、災害対策本部の決定事項を各防災機関に伝えたりすることができる。	・県庁7階に災害対策本部が設置されており、約50人が1箇所で会議することが可能となっている。(85インチ×3及び50インチ×1のモニターがある。) このほか、県警のヘリテレ映像や関東地方整備局からの映像配信ラインのほか、内閣府、国土省及び消防庁との直通電話機も設置されている。	・災害対策本部は危機管理防災センター本部会議室に設置し、大画面のスクリーンモニターを配備している。 ・その他、防災行政無線で各防災機関との連絡を行うための統制室、災害時に職員等が集まり、実際に情報収集、分析、指揮するためのオペレーションルームが存在する。 オペレーションルーム内には、インターネットに接続できるパソコン、行政無線、パソコン画面を映し出すテレビモニター等を配備している。
・排水機場の耐水化等、水門等操作の水圧対策				・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化の検討。	・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化の検討。	・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化の検討。	・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化の検討。
2) ソフト対策の主な取り組み ①逃げ遅れゼロ:							
■ 住民等の避難行動につながるわかりやす							

取組項目	利根川上流河川事務所	気象庁	水資源機構	01古河市	08栃木市	09佐野市	10小山市	11野木町
	取組			取組	取組	取組	取組	
・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	・河川氾濫時の浸水深や出水時の避難所等を示した看板の公共施設や電柱等への設置に関する自治体支援を行う。			・浸水想定区域には、電柱、学校、公共施設に水深、避難経路などの表示看板を設置している。【平成27年度】 ・今後、浸水想定区域内の電柱、学校、公共施設等に水深、避難経路などの表示看板を設置していく予定。【平成28年度～】	・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板を設置している。【平成27年度】 ・浸水想定区域の見直しに合わせて、表示看板設置区域の拡大を検討する。	・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板の設置を検討する。	・東京電力タウンプランニング株式会社と広告付避難場所等電柱看板に関する協定を締結した。 ・浸水実績のある公共的施設に表示板を設置する。	・浸水想定区域には、電柱、学校、公共施設に水深などの表示看板を設置している。 ・「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結しており、町内各所に設置してある東電柱に避難場所、避難経路を示していく。
・越水開始予測情報の提供	・リードタイム(避難猶予時間)を考慮した堤防天端到達時間(避難判断水位や氾濫危険水位到達からの時間)の予測情報を市区町へ提供する。							
・自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション	・市区町別に、注視すべき水位観測所や、破壊すると氾濫水が到達する堤防区間と浸水シミュレーション結果を示した資料を作成し、提供する。							
・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供	・家屋倒壊、氾濫水の最大深度の観点から立ち退き避難が必要なリスクの高い区域の表示を行う。							
■避難計画、情報伝達方法等の改善								
・住民等への情報伝達方法の改善				・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・対象区域住民自治組織の長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・防災行政無線スピーカーを防災行政無線が聞こえにくい地域(難聴地域)に来年度設置予定。【平成29年度】	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、コミュニティFM、広報車、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力等により広報を行う。 ・同報系防災行政無線を約120基増設し、全体で185基整備する。【平成28年度～平成30年度】 ・コミュニティFM放送が聞こえにくい地域(難聴地域)の調査を実施し、改善を図る。【平成28年度～】 ・防災ラジオの自治会への配付と、購入費用の一部助成を実施する。【平成28年度～】 ・住民自治組織の長への連絡体制を構築する。【平成28年度】 ・自主防災組織を充実させ、地域コミュニティ内での協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐ。【平成28年度～】	・避難情報を発令した場合、防災行政無線、消防車等による広報、市HP、SNS、ケーブルテレビ、緊急速報メール、Lアラート、自治会町への電話連絡等で伝達している。また、登録制のメールサービスを平成28年10月より運用を開始した。	・同報系防災行政無線、小山市安全安心情報メール、Lアラート、緊急速報メール、行政テレビ及び車両広報により情報伝達を行う。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、町ホームページ、広報車、メール配信サービス、エリアメール、Lアラート等により広報を行う。 ・対象区域の自主防災組織及び自治組織の長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・避難行動要支援者への対応については、現在検討中。 ・今後、防災行政無線スピーカーを防災行政無線が聞こえにくい地域(難聴地域)に設置していく予定。
・リアルタイム情報の提供やブッシュ型洪水予報の情報発信	・避難行動のきつかけとなる洪水予報等のリアルタイム情報のブッシュ型配信を行う。							
・避難勧告等の発令基準の改善				・ハザードマップにて避難情報発令の目安を記載している。 ・タイムラインを策定済。 ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定を検討している。【平成28年度】	・地域防災計画において、避難勧告・避難指示等の発令について、記載している。 ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、避難勧告・避難指示の発令基準を定めている。 ・平成24年度作成の避難判断等のマニュアルを、改定している。【平成28年度】 ・平成27年9月関東・東北豪雨災害の検証結果を踏まえ、地域防災計画を改定する。【平成28年度】	・地域防災計画、水防計画に記載、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成済み。	・国の基準を準拠。 ・内水被害による判断基準を規定している。	・避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を定めている。 ・避難勧告等の判断マニュアルを作成し、わかりやすい避難勧告・指示等の発令基準を設定した。
・避難場所・避難経路の再確認と改善				・指定避難所については、ハザードマップ等で市民へ周知している。 ・避難所は主に学校、及び公民館などの県有、市有施設としている。 多くの市民が避難所を利用できるように地区ごとに避難先の避難所を指定している(強制というわけではない) ※洪水時、古河市は川沿いを中心に広く浸水する可能性があるため、浸水域の地区には指定避難所の指定をしていないようにしている。	・公民館、学校等の施設123箇所を避難所として指定している。 ・高台となる緊急避難地(桜づつみ)を整備している。 ・指定避難所は、ハザードマップ・ホームページで公開している。 ・避難所は防災マップ、ホームページ、広報誌により周知しているが、避難経路については未策定のため、今後策定する。【H28年度～】	・市有施設を緊急避難場所及び避難所として指定。その他、各自治会で一時避難場所を指定してもらっている。 ・洪水ハザードマップは全戸配布済み、ホームページで情報公開中。【平成26年】 ・避難経路提示はない。	・避難経路については、市では示していないが、自主防災組織の一部は避難経路図を示した防災マップを作成している。 ・指定緊急避難場所…大規模公園 ・指定避難所…小・中学校、高等学校、大学校、県立体育館、県立プール館 ・自主防災組織に対し、避難経路を示したマップなどの作成を指導する。	・避難所について、平成27年9月関東・東北豪雨を教訓に見直しを実施している。 ・「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結しており、町内各所に設置してある東電柱に避難場所、避難経路を示していく。
・避難誘導体制の充実				・地域防災計画に避難誘導の方法を記載している。(市、消防機関、警察等と連携し、市民が安全かつ迅速に避難できるように記載有り)	・地域防災計画に記載されている体制は以下のとおり。 (1)避難の誘導は、警察官、消防団、市職員等が連携し実施する。 (2)消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか平時から避難経路の安全性の向上に努める。 (3)学校、社会教育施設、及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒施設利用者等を安全に避難誘導する。 ・毎年防災訓練を実施しており、その際には警察や消防にも協力してもらっている。 ・地域防災計画の避難誘導体制について、具体的なマニュアルを策定する。【平成28年度～】 ・避難行動要支援者の避難誘導と確認について、自主防災組織等の協力体制を整える。【平成28年度～】	・警察、消防団、自主防災組織等が連携して避難誘導に努める。 ・学校施設管理者への連絡体制が出来ている。 ・要配慮者、避難行動要支援者については、対応マニュアルに従い民生委員等が対応する。 ・警備会社と避難誘導、避難対象地域の警戒巡視について災害時応援協定を締結する予定。	・要配慮者、避難行動要支援者への対応について、現在、マニュアルを作成している。 ・避難時に危険となる箇所や避難経路の指示等については、現在、「道路冠水マップ」を作成し対応しようとしている。	

取組項目	16板倉町	17明和町	24加須市	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県
	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	・今後、浸水想定区域内の避難経路などの電柱に、夜間でも視認できる表示看板を設置していく。【平成29年度～】	・今後、浸水想定区域内の電柱、学校、公共施設等に水深、避難経路などの表示看板を設置していく予定。	・市内では大利根地域の一部で、実際にカスリーン台風による洪水被害が発生したときの浸水深を、電柱に巻き付けた看板に避難所情報と併せて表示・周知している。				
・越水開始予測情報の提供							
・自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション							
・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供							
■避難計画、情報伝達方法等の改善							
・住民等への情報伝達方法の改善	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、広報車、登録メール、緊急速報メール、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・自主防災組織との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐ。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、広報車、町公式サイトメール配信サービス、緊急速報メール、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・防災行政無線を整備する。【平成28年度】	地域防災計画上に、災害広報として、防災行政無線や電話・FAXなどももちい、段階的に、誰が、何を、どのように、情報伝達していくかを定めている。				
・リアルタイム情報の提供やブッシュ型洪水予報の情報発信							
・避難勧告等の発令基準の改善	・地域防災計画に避難勧告等の発令基準を記載している。 ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、避難勧告等のわかりやすい発令基準を設定した。【平成25年度】 ・マニュアルは町ホームページで周知している。	・避難判断マニュアルを作成し、担当職員にわかりやすい避難勧告・指示の発令基準を設定した。【平成24年度】 ・避難勧告、避難指示の発令基準の見直しを予定。	地域防災計画上に、河川ごとに、配備体制(第1～第3)ごと、また避難準備情報、避難勧告、避難指示のそれぞれの避難情報ごとに、それぞれの発令基準となる、水位を設定している。				
・避難場所・避難経路の再確認と改善	・3階以上または高台にある浸水しない公共施設(学校や公民館)を避難所として指定している。 ・避難所の位置は、洪水ハザードマップ(全戸配布)と町ホームページで周知している。 ・避難経路を策定し、町ホームページ等で周知する。【平成29年度～】	・町内は平地が多いため、大きな建物の2階以上場所を避難場所(公共・民間)として指定している。避難場所については、ホームページで情報公開を行っている。 ・避難経路の設定は、未策定のため、今後検討していく。	地域防災計画上に、防災活動拠点として、震災と風水害対策の、それぞれ別に避難所や避難場所のほかには救援物資受入施設等を含めた防災活動拠点を指定している。				
・避難誘導体制の充実	・警察・消防機関、町職員等が連携して、組織的な避難誘導を実施する。 ・避難行動要支援者の所在を把握しておき、自主防災組織等の協力を得て避難誘導を実施する。 ・避難する際には、自家用車を使用しないよう指導する。 ・避難訓練を年1回実施しており、警察・消防機関に協力してもらっている。	・避難誘導の体制は以下の通り。 ・避難の誘導は、警察官、消防団、町職員等が連携し実施する。 ・消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか平時から避難経路の安全性の向上に努める。 ・避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。 ・学校、社会教育施設、及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒などの施設利用者等を安全に避難誘導する。 ・地域防災計画に避難誘導体制について記載する。	・地域防災計画上に、避難対策として、避難の仕方や避難のタイミング、民生委員などが避難誘導する災害時要援護者への避難のあり方や、学校などの文教対策としての避難対策などを定めている。				

取組項目	利根川上流河川事務所	気象庁	水資源機構	01古河市	08栃木市	09佐野市	10小山市	11野木町
	取組			取組	取組	取組	取組	
・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進				・要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけてもらうように助言するように検討する。	・要配慮者利用施設において水害に関する避難計画の策定をお願いしていく。【平成28年度～】 ・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における訓練の実施を検討していく。【平成29年度～】	・社会福祉施設に防災行政無線等の通信手段を整備し、災害時に必要な情報を確実に連絡できる体制づくりを行う。	・要配慮者利用施設における避難計画(災害マニュアル)を定めており、各施設において計画に基づく訓練を実施している。	・要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけてもらうように助言するように検討する。
■企業防災等に関する事項								
・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進	浸水対策や避難計画の策定に向けた検討を行い、資料提供等、支援を実施する。							
・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進	浸水対策や避難計画の策定に向けた検討を行い、資料提供等、支援を実施する。			・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等								
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	・管理河川の洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの策定・公表を行う。							
・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	・広域避難計画(案)の策定のためのワークショップ開催等支援を行う。	・気象情報等の視点で作成に必要な情報の提供及び策定を支援する。		・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画を策定を検討する。	・今後広域避難計画の策定を検討していく。【平成28年度～】	・地域防災計画に記載あり。	・近隣市町間で、広域支援連携を進めている。	・小山市・栃木市・結城市・下野市と4市1町で協定の締結に向けて準備を進めている。 ・災害協定を締結している古河市・加須市・栃木市・板倉町と3市2町で準備を進めていく。
・広域避難のための避難場所の確保				・災害協定を締結している加須市・栃木市・野木町・板倉町と3市2町で広域避難を進めている	・隣接する市町と避難所の相互利用について調整している。【平成28年度】 ・隣接する市町と避難所の相互利用に関する協定を締結する。【平成28年度】	・隣接する市町と避難所の相互利用に関する協定の締結を検討する。	・茨城県結城市の承諾を得て、結城市東中学校を隣接する小山市中河原地区住民の水害時の避難所として指定している。 ・広域支援連携を進め、避難所の確保を行う。	・小山市・栃木市・結城市・下野市と4市1町で協定の締結に向けて準備を進めている。 ・災害協定を締結している古河市・加須市・栃木市・板倉町と3市2町で準備を進めていく。
・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知				・広域避難の情報を入れたハザードマップを今後検討する。	・広域避難の情報を入れたハザードマップの作成を検討する。【平成28年度～】	・広域避難の情報を入れたハザードマップを今後検討する。	・水害時に隣接市の公共施設を避難所として指定していることを洪水ハザードマップに記載し公表している。 ・水害時における隣接市との避難所指定について、さらに充実を図り、洪水ハザードマップ改訂に合わせて掲載していく予定。	・小山市・栃木市・結城市・下野市と4市1町で協定の締結に向けて準備を進めている。 ・災害協定を締結している古河市・加須市・栃木市・板倉町と3市2町で準備を進めていく。

取組項目	16板倉町	17明和町	24加須市	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県
	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・要配慮者利用施設と連携し、町の避難訓練と併せて訓練を実施するよう促進する。【平成29年度～】	・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における訓練の実施支援を検討していく。	・要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけてもらうように検討する。				
■企業防災等に関する事項							
・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進							
・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。	・町内の大規模工場について、浸水対策計画の策定支援を予定している。	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援に向けた検討を行う。				
■広域避難を考慮したハザードマップの作成							
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表							
・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	・近隣市町と協議し、広域避難計画を策定していく予定。【平成28年度～】	・今後広域避難計画を策定していく。	・地域防災計画上に、避難対策として、特に避難準備情報発令時の事前避難における中心的な避難方法として位置付けている。具体的には、自治体間の相互災害時応援協定を結ぶ中で、避難所を定め相互の広域避難に役立てる。	・広域避難計画策定の際の参考となるよう、指定避難所等について水没の可能性等の有無を検討するよう市町村に依頼した。 ・市町村の広域避難計画の策定を支援する。	・市町における避難体制の検討の支援(予定)。	・関東地整、市町と協同し、策定を支援。(適宜)	・県域を超える広域避難が発生した場合、避難先県との調整等により支援を行う。
・広域避難のための避難場所の確保	・近隣市町と協議し、広域避難場所を確保する予定。【平成28年度～】	・今後、館林市などの近隣自治体の協力を得て、広域避難場所を確保する予定。	・地域防災計画上に、避難対策として、特に避難準備情報発令時の事前避難における中心的な避難方法として位置付けている。具体的には、自治体間の相互災害時応援協定を結ぶ中で、避難所を定め相互の広域避難に役立てる。	・東日本大震災の際など、必要に応じて、県有施設を避難所として開設した。 ・県が避難所を開設する場合のマニュアル作成を検討する。	・市町の広域避難所の確保のため、隣接する県の協力が必要となった場合は、市町と一緒に協議を行うなどの支援をする。	・市町の広域避難所の確保のため、隣接する県の協力が必要となった場合は、市町と一緒に協議を行うなどの支援をする。(適宜)	・県地域防災計画において、市町村は広域避難場所を選定確保するよう規定しており、市町村の地域防災計画においても、同様に規定するよう助言している。
・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知	・想定最大外力を反映した洪水ハザードマップを作成する際、広域避難を考慮して近隣市町の浸水区域や避難場所を併せて表示する。【平成29年度～】	・広域避難の情報を入れたハザードマップを今後検討する。	・市内を4地域に分割し、裏表の両面刷りで、震災・風水害時の広域避難のイメージがわかるようなマップを作成中であり、平成28年中に配布する。				

取組項目	利根川上流河川事務所	気象庁	水資源機構	01古河市	08栃木市	09佐野市	10小山市	11野木町
	取組			取組	取組	取組	取組	
■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成								
・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	・タイムライン運用版への改訂支援を行う。	・気象情報に対する防災行動との関連整理について、市区町のタイムライン検討・見直しに適宜協力する。		・利根川・渡良瀬川の台風による洪水を対象とした避難勧告の発令等に着目したタイムラインを作成済み。	・タイムラインの試作版を作成済み。【平成27年度】 ・タイムラインの試作版を検証・見直しをして、運用版を作成する。【平成28年度】 ・発災時に有効活用できるように、チェックリスト付のタイムラインを作成する。【平成28年度】	・タイムラインを作成済み。【平成28年6月】	・タイムライン作成し、ホームページに掲載済み。	・タイムラインの運用版を作成済み。
・タイムラインに基づく実践的な訓練	・タイムラインに基づいたロールプレイング等の実践的な避難訓練を実施する。	・水防管理者が実施する訓練に必要なに応じて協力する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練に必要なに応じて協力する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインの運用版を作成し、それに基づいたロールプレイング及び避難行動実働訓練等を実施する。【平成28年～】	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・風水害実働訓練を実施。(平成28年5月) ・今後は、主にライフライン事業所に対しても訓練実施及び啓発をしていく予定。	・タイムラインに基づく実践的な図上訓練を実施する予定【平成29年度】
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)		・定時的情報としての「警報級の現象になる可能性」を提供する。 ・大雨注意警報の発表時の「時系列で危険度を色分けした表示」を実施する。 ・メッシュ情報の充実化を行う。						
■防災教育や防災知識の普及								
・水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・災害情報普及支援室の設置、運営を行う。	・自治体と双方のホットライン窓口を設定し、気象の見直し等に係る解説に対応するほか、平常時から問合せに応じる。		・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、防災交通課としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務部危機管理課としている。 ・引き続き、防災に関する窓口は総務部危機管理課とし、水害に関する資料を充実させる。	・危機管理課を窓口としている。	・小山市防災ガイドブックに関する問い合わせ窓口は消防本部防災対策課、洪水ハザードマップに関する問い合わせ窓口は、建設水道部建設政策課としている。	・総務課 消防交通係としている。
・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	・講演会及び出前講座を実施する。	・出前講座の実施等、河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。		・洪水時の避難方法等について、自治会や自主防災会に説明会を実施した。【平成26年】 ・洪水時の避難方法等について、自治会や自主防災会に説明会を実施予定する。【平成28年】	・総合防災訓練や地域防災訓練において、水害対応に関する訓練内容を追加して実施する。【平成28年度】	・自治会や各団体にに対して防災出前講話を実施している。 ・各自主防災組織が開催する避難訓練を支援している。	・小山市水防訓練で、浸水対象地域である自治会を対象として、避難訓練を実施した。 ・今後、出前講座を活用して、住民に対し水防災の説明を実施する予定。	・地域住民を対象に、思川の氾濫を想定した避難訓練を定期的に実施している。
・教員を対象とした講習会の実施	・講演会及び出前講座を実施する。	・河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。		・古河市では市関係部署並びに市内公立校の代表で「古河市学校防災推進委員会」を組織し、そこで年1回の研修会を行っている。	・小中学校の総合学習授業の中で、水災害教育に取り組んでもらうため、教員を対象に、水災害についての説明会(勉強会)を実施する。【平成28年度～】	・実施を検討する。	・防災教育セミナーと題して、元中央防災委員を講師に招いた講習会を平成22年より開催。平成26年以降は風水害をテーマとした講話やワークショップを実施。平成28年7月には、水害発生を想定した避難所開設訓練を内容に盛り込んだ。	平成29年度において、実施を検討する。
・小中学生を対象とした防災教育の実施	・講演会及び出前講座を実施する。	・河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。		・市立の各学校では従来より学期毎に避難訓練を行っている。	・小中学校の総合学習授業の中で、水災害教育に取り組んでもらう予定。【平成28年度～】	・実施を検討する。	・気象庁で作成したDVD教材や、防災教育プログラムを活用しながら、「風水害から身を守る」をテーマとした学習を実施している。 ・少年消防クラブの活動の一つとして、水防災に関する避難訓練などを実施予定。	平成29年度において、実施を検討する。
・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	・カスリーン台風祈念式典等を開催する。 ・講演会及び出前講座を実施する。	・河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。		・自治会や各団体にに対して防災出前講座を実施。	・平成27年9月関東・東北豪雨災害の記録集を作成中。【平成28年度】 ・ホームページで、災害写真の掲載や、防災知識を高めるためのページを設ける。【平成28年～】	・自治会や各団体にに対して防災出前講話を実施。	・過去に水害にあった地域の小学生を対象に、防災宿泊学習を実施。その中で、地域講師より過去の水害の講話を聞いたり、水害の記念碑を見学したりしている。平成28年度は乙女小、下生井小、網戸小の3校合同で8月に実施済み。	平成29年度において、実施を検討する。
2)ソフト対策の主な取り組み ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組								
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化								
・河川水位等に係る情報提供	・出水時における水防団等への河川水位等の情報伝達方法の検討及び確立を図る。			・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。 ・水防警報等の河川水位に係る情報は、市消防本部から水防団や市政協力員へ連絡をしている。 ・市役所から関係機関等への連絡系統図を準備している。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、市消防本部から水防団へ連絡をしている。 ・避難判断・伝達マニュアルを作成する。【平成28年度】	・消防本部を通じて消防団に連絡する。	・消防無線、Eメール指令装置、小山市安全安心情報メール。	・消防団長を災害対策本部員としており、河川水位に係る情報は、本部会議の際、伝達している。
・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	・出水期前に、自治体、水防団等と洪水に対しリスクが高い区間の合同巡視を実施する。 ・出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施する。			・各水防団の受け持ち区間(水防警戒受け持ち区間図)があり、指令を受けて巡視を実施する。	・各水防団の受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。 ・水位観測情報をパソコンだけでなく、目視も行い、水位上昇が見られたら、市内全ての河川を巡視する。 ・毎年、危険箇所の点検等を実施し、危険箇所を把握している。 ・継続的に、各水防団の受け持ち区間について、巡視を実施する予定。 ・パソコンの水位情報や目視から、水位上昇が見られた場合、市内全ての河川を巡視する予定。 ・継続的に危険箇所の点検等を実施し、危険箇所を把握していく。	・各消防団の担当地区内の河川巡視。	・水防計画による監視ポイントの設定により巡視を行い、各地点において冠水、越水となる恐れを監視。 ・監視している団員には安全管理のため、ライフジャケット着用を図る。	・町水防計画において、消防団(水防団)が実施する巡視区間を設定している。

取組項目	16板倉町 取組	17明和町 取組	24加須市 取組	茨城県 取組	栃木県 取組	群馬県 取組	埼玉県 取組
■避難勧告の発令に着目したタイムラインの							
・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	・タイムラインの試作版を作成している。 ・タイムラインの試作版を検証・見直しをして、運用版を作成する。【平成28年度～】	・タイムラインの試作版を検証・見直しをして、運用版を作成する。	・洪水時の避難情報の発令に着目したタイムラインを設定している。				
・タイムラインに基づく実践的な訓練	・タイムラインに基づく実践的な避難訓練の実施を検討する。【平成29年度～】	・今年度市区町のタイムラインを作成し、来年度にそれに基づいたロールプレイング及び避難行動実働訓練等の実践的な避難訓練を検討する。	・地域ごとに洪水避難訓練を実施している。	・図上型訓練のモデル構築を行う(予定)。 ・市町におけるタイムラインに基づく実践的な訓練への参加・協力を行う。	・市町におけるタイムラインに基づく実践的な訓練への参加(予定)。	・市町におけるタイムラインに基づく実践的な訓練への参加・協力を行う。	・市町におけるタイムラインに基づく実践的な訓練への参加・協力を行う。
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)							
■防災教育や防災知識の普及							
・水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・ハザードマップの見方など、水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務課としている。	・ハザードマップの見方など、水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務課としている。	・問い合わせ窓口を設置済み。(危機管理防災課)	・問い合わせ窓口を設置する。	・問合せ窓口を設置(予定)。 ・関係機関において窓口を設置し、連絡先を確認する。	・問い合わせ窓口を設置する。	・河川砂防課防災担当を問合せ窓口とする。
・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	・地域住民を対象に、利根川及び渡良瀬川の氾濫を想定した避難訓練を毎年1回実施している。【平成23年度～】 ・洪水時の避難方法等について、自主防災組織(行政区)単位で説明会(防災講習会)を毎年1回実施している。【平成23年度～】	・地域住民を対象に、利根川(または渡良瀬川等)の氾濫を想定した避難訓練を定期的に実施予定。	・各地域ごとに、説明会及び洪水避難訓練を実施している。年度に2回、二つの地域で実施している。	・市町村と合同で実施する総合防災訓練の際の避難訓練を継続実施。	・市町より要請があれば、出前講座等を行う(予定)。	・氾濫危険水位等の変更について、対象土木事務所・市町村に説明会を実施した。 ・新たな洪水浸水想定区域図に基づく洪水リスク情報の共有及び、具体的な対策の検討(予定)。	・市町村を集めて水防連絡調整会を実施している。
・教員を対象とした講習会の実施	・小・中学校の学級活動や総合的な学習の時間で行う水防災教育の取組に向けて、安全・防災教育担当の教員対象に研修会の実施を検討する。 ・河川管理者(河川事務所や県)による出前講座等の実施を検討する。	・小・中学校の総合学習授業の中で、水災害教育に取り組み、教員を対象に、水災害についての説明会(勉強会)を実施予定。	・小・中学校の学級活動や総合的な学習の時間で行う水防災教育の取組に向けて、安全・防災教育担当の教員対象に研修会を実施している。	・必要に応じて出前講座を実施する(予定)。	・市町より要請があれば、出前講座等を行う(予定)。	・必要に応じて出前講座を実施する。	・必要に応じて出前講座を実施する。
・小中学生を対象とした防災教育の実施	・小学4年生を対象に、水防学校を毎年1回実施している。【平成23年度～】	・小学生などを対象にした、水災害教育を実施。	・防災教育を実施済み。	・必要に応じて出前講座を実施する(予定)。	・各土木事務所にて、防災教育を実施する(予定)。	・自治会に対し、河川管理(防災・減災)について出前講座を実施している。 ・水災害教育実施の支援(適宜)	・必要に応じて出前講座を実施する。
・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	・町広報紙で防災特集を毎年1回(出水期前)掲載し、防災知識を周知している。【平成22年度～】	・広報紙で防災を特集し、防災知識の住民への周知を実施している。	・避難訓練とともに説明会を実施している。	・パンフレット作成による意識啓発を継続実施。	・ローカルテレビ、ケーブルテレビにて防災に関する番組の配信を行っている。	・県管理河川の内、洪水予報河川及び水位周知河川について浸水想定区域図を作成公表している。 ・「ぐんまウォーターフェア」にて啓発資料を展示し、説明。 ・水防災教育実施の支援(適宜)。	・自治会の方を対象とした出前講座の実施。
2)ソフト対策の主な取り組み ②洪水氾濫による							
■より効果的な水防活動の実施及び水防体							
・河川水位等に係る情報提供	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から消防団(水防団)や自主防災組織等へ連絡することとしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、消防組合本部から消防団へ連絡をしている。 ・町役場から関係機関等への連絡系統図を準備している。	・市のホームページにおいて、随時閲覧できるようにページを作成・公開済み。	・県が提供する河川情報システムについて、情報表示方法を変更し、利用者へより判り易く更新する。	・直轄河川の水防警報発令時に関係機関へFAXで情報提供している。 ・県管理河川について、洪水予報の発表と併せ、水防警報をFAXにより発令している。 ・「とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報」(インターネット配信)により雨量・河川水位・河川状況映像等の情報を提供している。 ・電話応答装置により雨量・河川水位情報を確認できるとともに、NHKデータ放送により河川情報の配信を行っている。 ・防災担当者向けプッシュ配信として、短時間雨量・河川水位・洪水予報等の情報提供を行っている。	【水防関係機関】水防計画に基づき情報伝達を実施している。【県民向け】県内の水位・雨量は群馬県水位雨量情報でHP上でリアルタイムで提供している。	・基本FAXにて県土整備事務所経由で伝達。 ・電話、メール等を併用。
・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	・各消防団(水防団)の受け持ち区間があり、消防署からの指令を受けて巡視を実施する。 ・水位観測情報をパソコンだけでなく、目視確認も行い、水位上昇が見られたら、町内全ての河川を巡視する。	・水防団の受け持ち区間(水防警戒受け持ち区間図)があり、指令を受けて巡視を実施する。	・水防計画で設定。				

取組項目	利根川上流河川事務所	気象庁	水資源機構	01古河市	08栃木市	09佐野市	10小山市	11野木町
	取組			取組	取組	取組	取組	
・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	・市区町及び出張所で備蓄している水防資機材の情報を共有する。			・土のうを総和庁舎、三和庁舎に分散して保管している。土のう袋等は水防倉庫に保管している。	・土のう、縄、シートを消防団の水防倉庫に分散して保管している。 。点検は数か月に1度実施している。 ・資機材の数量が十分とは考えられないので、今後、拡充を検討する。	・土嚢袋、ロープ、杭、鉄線、シート、鎌、ノコギリ、ナタ、スコップ、ツルハシ、クワ、オノ、掛矢、ペンチ、ハンマー、カッター、チェーンソー、銅板、支柱、タコ箕、モッコ等を市内11箇所の水防倉庫へ保管している。 ・消防団車両にライフジャケットを積載する。	・消防署及び分署等のほか、過去の被害があった場所付近の公園に土のうを配備し、また、水防工法に対応する資機材を配備している。 ・毎年、出水期前の水防資機材の点検を実施している。	・毎年度、水防費予算において、土のう・砂等を購入している。
・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供	・洪水に対してリスクの高い区間を分かりやすく図示した情報図の作成と水防団への提供を行う。							
・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	・重要水防箇所等の共同点検を実施する。			・国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	・国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。 ・継続的に、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加していく。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・恵川、巴波川、水野川、柚井木川、渡良瀬川には重要水防箇所が23箇所指定されており、共同点検は、小山市消防本部、農村整備課、建設政策課、出張所職員、地元自治会（自主防災組織）、消防団、管轄する消防署等が参加している。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施				・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。 ・水防団(消防団)員への簡易無線機を配備する。【平成28年度】	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。 ・水防団(消防団)員への簡易無線機を配備する。【平成28年度】 ・日頃の訓練や火災現場等において、伝達の確認や実施を行っていく。 ・水防団(消防団)員専用のメール配信システムを整備する。【平成28年度】	・消防本部を通じて消防団に連絡する。 ・伝達の確認や実施については日頃の訓練等で行っている。 ・無線やメールなどを活用し情報手段を確保する。	・連絡体制については、既存の災害情報発信メールや自動音声システム(指令台による順次指令)により伝達手段を確保し、月に一度、送受信の点検訓練を実施している。また、情報伝達については消防無線機を確保し、訓練も行っている。	・消防団(水防団)幹部に移動系防災行政無線を配備している。 ・情報の伝達については、日頃の訓練等で無線の活用方法を確認している。
・水防団同士の連絡体制の確保				・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合っている。 ・今後も引き続き、関係消防団長同士で、連絡を取り合う。	・水防団同士の連絡体制の確保する	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。【平成27年9月実施】	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。【平成27年9月実施】
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・関係事務所持ち回りで、利根川水系連合総合水防講習を実施する。			・平成28年利根川水系合同水防訓練及び鬼怒・小貝水防連合体水防訓練に10名の職員が参加した。【平成28年】 ・毎年、水防管理団体(水防団)が行う訓練へ参加している。	・平成28年利根川水系合同水防訓練に、2名の職員と15名の消防団員が参加した。【平成28年】 ・毎年、栃木市と野木町で合同水防訓練を行っている。 ・継続的に、利根川水系合同水防訓練等に消防団や職員が参加していく。 ・関係市町と合同水防訓練を行っていく。	・毎年、利根川水系合同水防訓練の参観を実施している。	・小山市主催で実施した水防訓練に、関係機関13団体が参加。(平成28年6月) ・荒川排水機場で実施した、関東農政局土地改良技術事務所主催による災害用ポンプ現地講習会に、関係機関5団体が参加。(11月25日)	・平成28年利根川水系合同水防訓練の見学。 ・水防管理団体(水防団)が行う訓練へ62名の消防団員が参加している。
・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進				・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。 ・自治会に対して、水防団(消防団)員の募集をお願いしている。 ・継続的にホームページ等で団員募集を行っていく。	・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。 ・自治会に対して、水防団(消防団)員の募集をお願いしている。 ・継続的にホームページ等で団員募集を行っていく。	・HP、広報誌及びケーブルテレビを活用し募集している。	・消防団については、逐次募集を行っており、現時点では、地域の消防団員はほぼ欠員は無い状況。 ・水防協力団体として栃木県建設業協同組合下都賀支部を指定。	・広報を通して、消防団員の募集を実施している。 ・消防団員協力事業所事業及び消防団サポート事業の推進を図っていく。
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築				・古河市建設業組合と災害時の支援について協定を結んでいる。	・現在、53社の建設業者と災害時の支援について協定を結んでいる。 ・より円滑な災害対応を図るための連絡体制を構築する。【平成28年度】	建設業協会と災害時の支援について協定を検討する。	・小山建設業協同組合と地域防災における応急対策の協力に関する協定により、応急活動に必要な資機材、物資及び人員の確保している。	・町内外の建設関係企業と協定を締結している。
・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化				・市庁舎が水害時に浸水する可能性があるため、業務継続計画、及び災害時職員初動マニュアルにて、代替庁舎の対応等を記載。 ・庁舎周辺の道路が冠水した場合でも、災害対策本部としての機能を確実に維持するための方策を検討する。	・災害対策本部を設置する市役所本庁舎は、浸水想定区域には入っていないが、昨年の災害で周辺道路が冠水した。(本部機能は停止していない) ・庁舎周辺の道路が冠水した場合でも、災害対策本部としての機能を確実に維持するための方策を検討する。	・水防本部及び災害対策本部は市役所庁舎に設置する(浸水想定区域外)。 ・地域防災計画に医療体制整備計画の記載あり。	・職員マニュアルで対応している。	・災害対策本部を設置する庁舎は、水害被害の影響を受ける可能性が比較的少ない場所に建設されているが、局地的豪雨災害に備え、非常用電源等の整備を検討する。

取組項目	16板倉町	17明和町	24加須市	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県
	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	・土のう等を消防署の水防倉庫に保管している。 ・水防資機材の数量が十分ではないため、購入を検討する。【平成29年度～】	・土のう、シートなどを防災倉庫に分散して保管している。 ・資機材の数量が十分ではないため、購入を検討する。また、格納する水防倉庫も増設する予定。	水防計画で表示。	・県内に水防倉庫を設置し、水防活動に必要な資機材を備蓄する。 ・毎年定期点検を実施して、倉庫内の備蓄量を確認する。	・防災ステーション、防災ヤードに根固めブロック、土のう用土砂等を備蓄している。 ・また、各土木事務所の水防倉庫に土のう袋等の資機材を備蓄している。	県内12土木事務所の水防倉庫を設置し、資機材の整備を図っている。 ・地域防災計画に基づく水防資材の備蓄「毎年」	・水防倉庫の設置。
・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供							
・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	・重要水防箇所等の共同点検に行政区長(自主防災組織の代表者)にも参加してもらう。	・国が実施している重要水防箇所等の共同点検を実施。【平成28年度】	・水防団、自治協力団体との共同点検を実施している。	・毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加する。	・毎年、直轄河川の合同巡視に参加している。 ・また、県管理河川についても、毎年、出水期前に関係自治体、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。 ・水防団や地域住民が参加する共同点検に参加する。	国が実施している重要水防箇所等の共同点検に出先土木事務所、県河川課職員が参加。	・国実施の重要水防箇所等の合同巡視への参加。 ・県管理河川における重要水防箇所共同点検の実施。 ・水防団や地域住民が参加する共同点検に参加する。
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・水防団等への連絡体制については、水防計画にて設定している。				
・水防団同士の連絡体制の確保	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、消防署を通じて連絡を取り合うこととしている。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	・加須市・羽生市水防事務組合による水防計画にて連絡体制を設定済み。				
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・利根川水系連合総合水防演習等に水防団(消防団)や職員が継続的に参加する。	・利根川水系連合総合水防演習等に水防団(消防団)や職員が継続的に参加する。	・加須市・羽生市水防事務組合による実働水防訓練を毎年開催している。 ・利根川水系合同水防訓練を平成29年度開催予定。【平成29年度】	・毎年実施されている利根川水系連合総合水防演習への参加。 ・県内の水防管理団体が主催する訓練への参加。	・毎年実施している利根川水系連合・総合水防演習へ数名の職員が参加している。 ・毎年、水防管理団体が行う訓練へ数名の職員が参加している。	・利根川水系連合総合水防演習に毎年参加。	・利根川水系連合総合水防演習への参加(多数の職員が参加)。 ・水防技術講習会の実施(H28 職員19名参加、事務局6名)。 ・水防管理団体が行う水防訓練、講習会に参加(12箇所、職員23名参加)。 ・県職員を対象とした水防工法練習会の実施(職員複数名参加)。
・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進	・消防団(水防団)の広報紙を年1回発行し、組織や活動内容等を紹介して団員募集を行っている。	・消防団(水防団)の組織や活動内容を町の行事などを通して紹介し、常時団員募集を行っている。	・リーフレット等により、水防団員・消防団員を随時募集している。				
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	建設業協会と災害時の支援について協定を検討する。	・群馬県建設業協会館林支部と協定を結んでいる。	・地域防災計画に基づき、市内4地域ごとに、地域の建設事業者による団体と災害時応援協定を締結済み。				
・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化	・町役場新庁舎建設に伴い、浸水対策を施す予定。【平成30年度】	・水害時対応マニュアルを作成予定。	・市役所本庁舎が災害対策本部として、3総合支所が総合支所本部として災害拠点指定されている。	・県庁舎については、浸水の可能性はない。 ・豪雨災害の課題等を踏まえた災害対応マニュアルの見直しを実施予定。	・災害対策本部を設置する本庁舎と出先総合庁舎は浸水想定地域にはない。 ・災害拠点病院はほとんどが浸水想定地域にはないと考えられる。	・伊勢崎佐波医師会病院では、災害対策本部を水害時については2階以上の会議室等でも活動可能である。対応についてはマニュアル化していない。 ・伊勢崎佐波医師会病院は立地近辺では0.5m未満の浸水被害が予想されている。浸水時の患者搬送等は消防所有のボートにより搬送する。対応についてはマニュアル化していない。 ・伊勢崎市民病院は、毎年1回、災害医療活動訓練を実施しており、平成28年度は水害対応訓練を計画している。災害医療活動訓練を行うべく災害医療活動ワーキングチームを設置し検討している。 ・災害対策本部(伊勢崎行政課事務所)は、水害対応マニュアルを今後整備予定。	・浸水想定区域外のため、埼玉県本庁舎にはマニュアルは存在しない。 ・浸水の可能性も少ない。 ・災害拠点病院に関しては、浸水被害が想定されている災害拠点病院においては、水害について言及した災害対策マニュアルを作成している病院がある。 ・水害対策未実施の災害拠点病院については、対応策を検討していく。

取組項目	利根川上流河川事務所	気象庁	水資源機構	01古河市	08栃木市	09佐野市	10小山市	11野木町
	取組			取組	取組	取組	取組	
2) ソフト対策の主な取り組み ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組								
■ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項								
・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	・排水機場や水門等の運用、緊急時に備えた排水ポンプ車の等の適切な配置と整備を行う。			・御所沼排水機場、新郷排水機場、中田排水機場の3機場による排水業務を実施している。 ・中田排水機場については、中田土地改良区にて運用。 運用に当たっては、内外水位が規定水位を超えた際、メール発信するシステムを導入し、対応に当たっている。なお、PO・スマホ等により逐次水位を監視することが可能である。 ・御所沼及び新郷排水機場については、管理運営業務を外部委託。	・水門の操作について、国土交通省より委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。 ・住民への周知方法については、ホームページに記載することとしている。 ・水門の操作について、規定に基づき実施していく。 ・引き続き、ホームページ等に情報とを掲載していく。	・実施を検討する。	・主要な水門・樋門の操作規則や連絡体制は構築されている。 ・東生井樋管の操作について、国土交通省より委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。 ・荒川排水機場、塩沢排水機場の操作について、栃木県より委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。 ・樋門を開閉した際の情報伝達として、小山市安全安心情報メール、ホームページ掲載をすともにも、電話にて自治会長、自主防災会会長への連絡をする。 ・連絡体制が未整備の水門・樋門については、整備を進めていく。	・野渡樋管の操作について、国土交通省より委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。 ・住民への周知方法については、ホームページに記載することとしている。
■ 排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施								
・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成	・排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水施設の運用や排水ポンプ車の適切な配置等、緊急排水計画(案)を作成する。			・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。
・関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施	・緊急排水計画(案)に基づく排水訓練を実施する。			・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。
■ BCP(業務継続計画)に関する事項								
・水害時に行政機能を維持するBCPの策定	・水害時に事務所機能を維持するBCPの改訂を行う。		・水害時に組織の機能を維持するためのBCPを策定する。	・現在、古河市業務継続計画(H28年3月に策定)を見直し、平成28年8月に公表。	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「栃木市業務継続計画」を策定する。【平成29年～】	・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。	・平成25年3月に作成済み。 ・現在、BCPの策定見直しを実施中。	・BCPを作成予定。【平成29年度】
・水害に対応した企業BCP策定への支援	・水害に対応した企業BCP策定への支援を行う。			・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・企業のBCP策定についての支援、災害相談窓口は常時開設している。 ・出前講座の機会を利用しての支援を予定。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。
■ 生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用								
・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用				・30の団体との災害応援協定を締結しており、今後も協定締結を進めていく方針。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。 ・各種団体・企業等と災害時応援協定を充実させる。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と食料や日常生活物資等の災害時応援協定を締結している。	・各種企業等と災害時応援協定を締結している。

取組項目	16板倉町	17明和町	24加須市	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県
	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
2) ソフト対策の主な取り組み ③一刻も早い生活							
■ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項							
・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	・邑楽東部第一排水機場の運転操作を国・県から委託されている。	・操作規則等に基づき洪水時の操作を行っている。	・国、県との協力体制を含めて対応を検討していく。	・排水ポンプ設置箇所に関する必要な情報の提供。	・県が管理する柚井木川排水機場は、操作規則により洪水時の操作方法を規定している。	・県操作施設、委託地元業者操作施設がある。何れも県において出水期前に操作点検を実施している。 ・操作規則により、操作方法は規定されている。 ・人家が近い箇所は、アナウンスにより周知を行っている。	・国と県で、排水機場に万一トラブルが発生した場合に相互協力して排水機場を運転する協定を結び危機管理体制を強化している。 ・国の水門の操作について、操作要領や覚書を締結している。 ・操作時の周知はしていない。
■ 排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施							
・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・市町における緊急排水計画(案)の作成を支援する。	・市町における緊急排水計画(案)の作成を支援する。	・邑楽東部第1排水機場(板倉町管理)と邑楽東部第2排水機場(群馬県管理)において、操作時の情報を共有している。	・情報共有として関係機関へ操作前後に連絡をいれている。
・関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・市町における緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力を進める。	・市町における緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力を進める。	・市町における緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力を進める。	・市町における緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力を進める。
■ BCP(業務継続計画)に関する事項							
・水害時に行政機能を維持するBCPの策定	・町役場の機能が低下する中でも、町民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「板倉町事業継続計画」を策定する。【平成29年度～】	・役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「明和町事業継続計画」を策定する予定。	・地域防災計画に基づき、震災及び風水害対策に合わせた業務継続計画を策定済み。	・BCP(地震)を策定済み ・水害時に行政機能を維持するためのBCPを策定する。	・県庁舎の機能が低下する中でも、行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「栃木県業務継続計画」(平成28年度)を策定。	・大規模災害等発生時に、最優先すべき災害応急対策業務や継続の優先度が高い通常業務を選定し、業務実施に必要な資源の確保・配分などを定めた「群馬県業務継続計画」を平成24年度に策定。	・埼玉県業務継続計画を策定。同計画は、東京湾北部地震を危機事象とするが、他の災害などの危機事象についても応用が利くものと考えられる。【平成20年度】
・水害に対応した企業BCP策定への支援	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定への支援を行う。	・水害に対応した企業BCP策定を支援する。	・関係機関と連携して、BCP策定に関するセミナーを開催しているほか、BCPを策定しようとする企業に専門家を派遣している。	・平成26年2月に東京海上日動火災保険株式会社と「県内中小企業のBCP(事業継続計画)策定支援に関する協定」を締結した。 ・BCP基礎セミナー、BCP策定支援ワークショップ、BCMセミナーを開催している。 ・BCPを策定しようとする企業に個別支援を行っている。	・埼玉県産業振興公社と連携し、BCP策定に関するセミナーを開催しているほか、会社による専門家派遣制度を活用し、BCPを策定しようとする企業に対して個別支援を行っている。【平成17年～】
■ 生活再建及び社会経済活動の回復のため							
・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	・各種企業等と災害時応援協定を締結している。 ・災害時応援協定の拡充を図る。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。 ・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結する。	・各種企業等と災害時応援協定を締結している。 ・各種の生活再建に係る被災者支援制度を周知・活用する。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。